

災害時における登下校について（再改訂版）

秋冷の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろは本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、知多市の「災害時の登下校の方針」と給食センターから出された「台風などにおける学校給食の取り扱い」の改定に伴い、下記のように変更します。ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

記

暴風警報発令時

知多地域全域または知多市に「暴風警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

①発令中	登校しない。（自宅待機）
②午前6時30分までに警報が解除	平常通り登校する。 （給食は実施…給食中止の時は前日（前日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直前の八幡給食センターの開所日）の正午までに決定する）
③午前6時30分～11時の間に警報が解除	解除後2時間を経てから授業を開始。 （給食中止） ・10時までに解除・・・弁当持ち ・10時を過ぎた場合・・・家で昼食を済ませてから登校
④午前11時以降警報が継続されている場合	登校しない。（休校）

※上記②、③の場合でも、自分の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、遅刻・欠席扱いとしませんが、必ず学校へ連絡してください。

2 在校中に発令された場合

- 授業等を直ちに中止し、体育館に避難します。
- 全校児童を保護者に引き渡します。保護者の引き取りがあるまで、学校内で保護します。
- 戸外の通行で危険があると認められた場合は、学校に待機させる場合もあります。
- 必要に応じて、学校メルマガのメールにて連絡します。

特別警報が発令された時

知多地域全域または知多市に「特別警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

- 午前6時30分までに解除された場合は、発表中の他の警報等を確認し登校時間などを判断する。
- 午前6時30分までに解除されない場合は、授業は行わない。

2 在校中に発令された場合

- 授業を直ちに中止し、学校が状況により「待機」または「保護者への引き渡し」を判断する。
- 特別警報解除後は、安全が確認されるまでは学校にて待機する。

知多地方全域または知多市に「大雨警報」「洪水警報」「雷注意報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が発令されたとき、児童の登下校は次の通りです。

1 登校前

- 平常通りの授業を行う。ただし課外活動は中止する。
- 平常通りの授業でも、児童の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、学校に連絡することにより、欠席とならない。

2 在校中に発令された場合

- 課外活動は中止する。
- 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。

※在校中に暴風警報・特別警報等が発令された場合は、児童への対応についてを学校メルマガ等で連絡いたします。学校は安全確保第一で対応しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

保護者の皆様へのお願い

◎非常時の下校

出迎えの保護者は、徒歩での来校をお願いします。

◎危険箇所の通報

道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災発生等、児童が通行するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

◎暴風警報解除後の登校

原則として、解除後2時間後の授業開始に間に合うように、通学団登校させてください。詳しい集合時刻についてはメルマガで連絡します。ただし、児童が通学団登校するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

（お問合せ先：旭東小学校 教頭 西村 治 TEL0569-43-5715）

数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を発表します

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

電話: 03-3212-8341 FAX: 03-6689-2917(耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

